

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年2月17日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

1 入札に付する事項

(1) 工事名称

高速鉄道東西線信号設備改良工事その4

(2) 工事場所

六地蔵駅、石田駅、姉小路指令所及び醍醐保守事務所他

(3) 工事概要

本工事は、高速鉄道東西線にある信号保安設備（ATC装置、電子連動装置、信号情報処理装置、信号設備管理装置等）の経年変化による性能低下を防ぐため、劣化部品の交換並びに各種モニタ設備の更新等を行うことにより、信号保安設備の機能維持を図るものである。

(4) 工期

契約締結後から平成30年3月31日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

平成28年度及び29年度に各会計年度の出来高予定額の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は、平成28年度及び29年度に各会計年度1回以内の範囲で行うこととする。ただし、中間前払金を請求した後は、当該工事における各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末（当該年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該年度末又は当該出来高予定額に達した時点）の出来高に対する部分払に限るものとする。

2 本件入札に関する問合せ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部財務課契約担当

(電話 075-863-5095)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日（(1)にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

- (1) 京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 京都市交通局競争入札有資格者名簿（工事）に「電気工事」の種目で登録されていること。
- (3) 建設業法に基づく電気工事業の許可を有すること。
- (4) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「電気」の総合評定値が900点以上であること。
- (5) 平成13年度以降に完成済みの工事であつて、単独又は共同企業体の代表者若しくは構成員（いずれも元請）として、公営又は民営鉄道において、信号設備（ATC装置、連動装置等）の更新工事、新設工事又は改良工事を施工した実績を有していること。
- (6) 建設業法に基づく電気工事業に係る監理技術者又は主任技術者を1名配置し得ること。

なお、当該技術者については、次の条件を全て満たすこと。

ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 特定建設業の許可を受けた者であつて、下請発注額の合計が4,000万円以上を予定している場合は監理技術者（監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を配置すること。

ウ 入札参加資格確認申請日において他の工事に技術者又は現場代理人として配置

していないこと。また、当該工事の契約工期において専任で配置が可能なものであること。

(7) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

(8) 京都市交通局企画総務部財務課（以下「財務課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、財務課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(9) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次のアからウのいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第７条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、財務課に設置する入札端末機（規程第７条第２項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の１日前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後５時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、（６）に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、（３）により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、財務課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の１日前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、（３）により設計図書等を購入する。

(3) 上記（２）ア及びイにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記（２）の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示

して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396 第3キョートビル1F

(電話 075-871-8400)

想定販売金額 1,930円 A4 コピー 89枚 A3カラーコピー 1枚

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(6) 入札期間

平成29年3月13日、14日及び15日の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 164,300,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

(8) 積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、(10)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載すること(入札者が端末機利用者の場合には、併せて登録印を押印すること)。

積算内訳書の提出がない場合や積算内訳書に記載された工事価格の合計金額が入札書の金額と一致していない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

なお、土木積算基準の場合は工事内訳書の「種別」までの積算内訳書を、建築・設備積算基準の場合は工事内訳書の「中科目」までの積算内訳書を提出すること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

ウ 建設業法に基づく電気工事業の許可証明書又は許可通知書の写し

エ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（開札日において有効なものに限る。）をA4判の大きさにコピーして提出すること。

なお、3（7）の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外の確認についても、これをもって行うものとする。

オ 施工実績調書（用紙交付）

3（5）の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

カ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3（6）の技術者を記載し、主任技術者にあつては、その者の技術者資格及び雇用関係等を証明し得る書類等の写し等を添付し、また監理技術者にあつては、その者の監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し及び監理技術者講習修了証の表面の写しを添付すること（どちらも開札日において有効なものに限る。）。

本件においては、3名の技術者を配置予定者として申請することができるものとする。この場合、技術者ごとに技術者配置予定調書を作成して提出すること。落札者となった場合には、直ちに、実際に本件工事に配置する技術者を特定し、財務課に書面（様式任意）で報告すること（FAX可）。

また、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

（9）入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、京都市交通局のホームページ（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>）において、入札公告と併せて入札参加資格確認申請書、施工実績調書及び技術者配置予定調書を掲示するので、ホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

（10）積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2010で扱えること。）又は

P D F ファイル（Adobe Reader8.0で扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみであるので、積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等を一つのファイルにして添付すること。）。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書及び入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、工事名及び工事場所のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

（1）開札予定日時

平成29年3月16日 午前9時

（2）入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

（3）落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

（4）入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次のアからオのいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次のアからオのいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。

エ 財務課が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経

て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不適当であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から2の場所で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 入札の無効

規程第7条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、予定価格を上回る価格の入札及び最低制限価格を下回る価格の入札は無効とする。

8 その他

(1) この調達に、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。

(5) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。

(6) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,

000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (7) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するように努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (8) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (9) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市交通局契約規程その他本市が定める条例、規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (10) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」という。）の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後2か月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること（その他、報告書に係る手続き等の詳細は交通局のホームページ参照）。

(交通局企画総務部財務課)